第十条　都道府県知事（当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」ト謂フ）ノ区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ）工事施行認可申請書ヲ国土交通大臣ニ送付スルトキハ認可ノ可否ニ関スル意見ヲ付スコトヲ得

第十一条　工事施行ノ認可ヲ受ケタル後線路ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ第八条ノ規定ニ準シ線路実測図（新旧対照図添付）ヲ、工事方法書ノ記載事項（第九条第一項第十七号及同条第二項第六号ニ掲グル事項ヲ除ク）ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ第九条ノ規定ニ準シ変更セムトスル事項ニ関スル工事方法書（停留場ノ変更ニ在リテハ新旧対照図添付）ヲ作製シ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣（軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第一項各号及第二項各号ニ掲グル事項ニ在リテハ都道府県知事）ニ提出スベシ

②前項ノ認可申請書ニハ工費予算書ヲ添付シ工費支出ノ途ヲ明ニスヘシ但シ重要ナラサル変更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十三条ノ二　車両ニ関スル認可ヲ申請セントスルトキハ其ノ製作又ハ購入前設計ヲ定メ次ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ国土交通大臣ニ提出スベシ

一　機関車　設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト

（イ）～（ハ）　（略）

（ニ）　主要寸法　平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト

一最大寸法　長ハ前後連結器連結面間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側部ニ於ケル最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌条面ヨリ最高部迄ノ距離

一車輪輪軸距　機関車及炭水車ヲ区別シ固定輪軸距、全輪軸距、機関車及炭水車ヲ合シタル全輪軸距

一軌条面ヨリ連結器ノ中心迄ノ高

（ホ）　ボイラノ構造　構造概要ヲ示ス図面添付　及実用最高汽圧　メガパスカルヲ以テ記載スルコト

（ヘ）～（リ）　（略）

（ヌ）　車輪車軸ノ構造　車輪車軸図、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタル輪鉄ノ現尺断面図及車輪ト轍叉トノ関係ヲ明示セル断面図添付

一車輪ノ直径　動輪、導輪、従輪及炭水車ノ各輪ヲ区別シ記載スルコト

一車輪一対ノ輪鉄内側距離

（ル）・（ヲ）　（略）

（ワ）　制動機ノ種類及装置　手用、蒸気、空気制動機等ノ別ヲ記載シ制動装置図及制動率計算書添付

第十条　都道府県知事工事施行認可申請書ヲ国土交通大臣ニ送付スルトキハ認可ノ可否ニ関スル意見ヲ附スコトヲ得

第十一条　工事施行ノ認可ヲ受ケタル後線路ヲ変更セムトスルトキハ第八条ノ規定ニ準シ線路実測図（新旧対照図添附）ヲ、工事方法書ノ記載事項（第九条第一項第十七号及同条第二項第六号ニ掲グル事項ヲ除ク）ヲ変更セムトスルトキハ第九条ノ規定ニ準シ変更セムトスル事項ニ関スル工事方法書（停留場ノ変更ニ在リテハ新旧対照図添附）ヲ作製シ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣（軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第一項各号及第二項各号ニ掲グル事項ニ在リテハ都道府県知事）ノ認可ヲ受クヘシ

②前項ノ認可申請書ニハ工費予算書ヲ添附シ工費支出ノ途ヲ明ニスヘシ但シ重要ナラサル変更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十三条ノ二　車両ニ関シテハ其ノ製作又ハ購入前設計ヲ定メ左ノ事項ヲ記載シ国土交通大臣ノ認可ヲ受クベシ

一　機関車　設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト

（イ）～（ハ）　（略）

（ニ）　主要寸法　平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添附スルコト

一最大寸法　長ハ前後連結器連結面間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側部ニ於ケル最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌条面ヨリ最高部迄ノ距離

一車輪輪軸距　機関車及炭水車ヲ区別シ固定輪軸距、全輪軸距、機関車及炭水車ヲ合シタル全輪軸距

一軌条面ヨリ連結器ノ中心迄ノ高

（ホ）　ボイラノ構造　構造概要ヲ示ス図面添附　及実用最高汽圧　メガパスカルヲ以テ記載スルコト

（ヘ）～（リ）　（略）

（ヌ）　車輪車軸ノ構造　車輪車軸図、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタル輪鉄ノ現尺断面図及車輪ト轍叉トノ関係ヲ明示セル断面図添附

一車輪ノ直径　動輪、導輪、従輪及炭水車ノ各輪ヲ区別シ記載スルコト

一車輪一対ノ輪鉄内側距離

（ル）・（ヲ）　（略）

（ワ）　制動機ノ種類及装置　手用、蒸気、空気制動機等ノ別ヲ記載シ制動装置図及制動率計算書添附